

建設企業常任委員会会議録

平成23年8月10日

北 見 市 議 会

午前 9時58分 開 議

○（河野委員長） ただいまから建設企業常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいただきます。

○（辻 局長） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は5名であります。水上委員、松谷委員は所用のため遅参される旨届け出がありました。

以上であります。

○（河野委員長） 暫時休憩いたします。

午前 9時59分 休 憩

午前 9時59分 再 開

○（河野委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、都市建設部からの報告5件を議題いたします。

理事者の説明を求めます。

○（井南部長） おはようございます。それでは、私から補足説明に入ります前に、本日提出いたしました主な案件についてご説明申し上げます。

初めに、北見都市計画道路小泉通りの変更の見直しにつきましては、小石川河川改修事業にあわせて、今後整備を予定している小泉通りについて検討を行った結果、幅員などの見直しが必要となったため、計画変更を行うものであります。

次に、LED防犯灯についてであります。本年2月からの防犯灯設置費補助の変更に伴い、市民からの設置要望が多数寄せられておりますことから、その報告をさせていただきます。

次に、本年6月10日に降雹及び大雨による被害がございました。この被害状況についてご報告させていただきます。

なお、8月6日午後には、道路、河川、公園の一部において大雨による被害が発生しております。被害内容については、まとめ次第ご報告させていただきますと思います。

次に、北見市緑化推進条例に基づきます、保存樹木等の指定見直し及び都市緑化の推進を図る北見市街路樹種配置計画見直しについてご報告させていただきます。

なお、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させていただきます。

○（藤原課長） 最初に、1、北見都市計画道路小泉通りの変更についてご説明申し上げます。

委員会資料1ページをお開きください。本案件は、現在、北海道が事業中の小石川河川改修事業にあわせた道路整備予定路線の1つでございます小泉通りにつきまして事業化に向けた検討を行った結果、都市計画の変更が必要となったものでございます。小泉通りは昭和47年に小町泉通り旧国道から常呂川までの区間、約500メートルが都市計画決定され、平成9年3月に起点が夕陽ヶ丘通りまで延伸され、現在延長約1,130メートル、代表幅員22メートルで計画決定されております。

次に、2ページをごらんください。ここに箇所図を記載してございます。今回の変更箇所は赤色の線で表示しており、夕陽ヶ丘通りから国道39号線までの区間、約280メートルでございます。

次に、3ページをごらんください。変更箇所の計画平面図を記載しております。変更前を緑色、変更後を赤色で表示しております。ちなみに現道の幅員は10.9メートルとなっております。平成8年度に計画決定をしたときには、道路構造令都市整備事業実務要領に基づき、幅員21メートルの4種2級の街路規格で決定しましたが、今回事業化に向けた詳細検討、交通量の状況などから、幅員18メートルの4種3級の街路規格に変更し、幅員及び隅切り長を変更するものでございます。また、既に整備された国道39号線と南大通りの区間の道路中心が、端野自治区側に約2.5メートルずれておりますことから、走行性と交通安全の確保を図るために、整備済みとなっております国道39号線交差点南側と小石川のもえぎ橋の間で道路中心線を結んだ形に変更するものでご

ざいます。

次に、4ページをごらんください。変更箇所の定規図を記載してございます。変更前を上段に、変更後を下段に表示しております。道路幅員を21メートルから18メートルに変更するものでございますが、自転車歩行車道を4メートルから3メートルに、停車帯を2メートルから1.5メートルに変更するものでございます。

続きまして、1ページにお戻りください。下段をごらんください。今後のスケジュール案でございます。現段階での予定を記載しておりますが、北見市都市計画審議会や住民説明会などを経まして、本年12月の決定、告示を目指して作業を進めてまいりたいと考えております。

補足説明は以上でございます。

○(石川課長) それでは、私からLED防犯灯設置状況についてご説明させていただきます。

資料5ページをお開きください。現在北見市では、防犯灯設置費補助金といたしまして、本年2月よりLED防犯灯につきましては、従来の設置費の2分の1以内補助から平成27年度末までの5年間に限り1基につき3万3,000円の定額補助とさせていただいております。この定額補助につきましては、平成22年度を既定予算のほか、平成23年第1回臨時議会において議決されました補正予算200灯分及び平成23年度当初予算100灯分をもって対応しているところでございます。

資料5ページの上段、LED防犯灯の設置状況でございますが、平成20年度から現在までの防犯灯の設置数を記載させていただいております。平成20年度、平成21年度は各3灯の設置でございましたが、補助金の定額補助への変更に伴い、平成22年度は127灯となり、今年度については298灯が既に執行済みとなっております。現在新たな執行については保留させていただいております。既に、各町内会からは窓口である北見市街路灯組合連合会や各総合支所建設課などを通じて1,062灯の設置要望がございます。本

制度は、平成27年度までの取り扱いとしたところですが、電気料金等の維持費の軽減を図ることを目的に普及、促進を望む市民要望にこたえた制度でございます。今後、これらの要望にこたえるため、関係部局と協議をいたしまして、議会ともご相談させていただき進めていきたいと考えております。

資料の下段については、防犯灯1基当たりの水銀灯とLEDの10年間のコスト比較を記載してございます。水銀灯80ワットと同程度の明るさのLEDを比較したのですが、LEDにつきましては、約10年間、電球の交換等のメンテナンスが不要となっております。また、電気料につきましては、表の中段に10年分の電気料金を記載しておりますが、LEDはおよそ半分の電気料となっております。なお、資料につきましては、平成23年7月31日の数値でございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○(豊田課長) 平成23年6月10日の降雹及び大雨被害について、委員会資料に基づき報告させていただきます。6月10日午後、北見地方は上空に寒気が流入したため、大気の状態が非常に不安定となり、雹及び17時20分から18時20分の1時間に、28ミリの集中豪雨に見舞われました。雹による被害では、北2条道路、北5条西道路などの街路灯の頭部が37基、58灯破損され、樹木からの落ち葉などによる雨水まですの詰まりの被害がございました。また、大雨による道路被害では、黒部の沢道路などの路肩、のり面崩壊、側溝の土砂堆積、路面のわだち掘れ等の被害がございました。また、河川では、サトウ川などの河川が被害に遭い、護岸復旧、土砂撤去等の復旧が必要となっております。維持管理により応急対応したのもございますが、今後災害復旧対策事業として採択される被災箇所につきましては、補正対応させていただきたいと考えております。被災箇所につきましては、資料6ページに道路及び河川の被害箇所図、資料7ページに道路の不陸整正、路面清掃箇所図、資料8ページに街路灯の被害箇所図を記載し

ております。また、資料9ページに代表的な被災写真を添付させていただきました。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○（原田課長） それでは、私から公園緑地課が所管いたします2つの案件につきましてご説明を申し上げます。

委員会資料10ページをお開きください。初めに、4、北見市保存樹木等についてでございます。保存樹木の指定につきましては、北見市緑化推進条例及び北見市緑化推進条例施行規則の運用についてに規定されておりますが、指定要件を10ページ上段に、また指定基準を中段にお示ししてございます。現在の指定状況は、合併後の調査に基づき各自治区で広報を取りまとめまして、平成21年4月1日に指定しており、各自治区の指定状況は、10ページ下段にお示した内容となっております。

委員会資料11ページをお開きください。11ページ上段にお示ししました今回見直しを行う事項につきまして、1点目は、現在指定されております保存樹木の指定解除であります。平成18年3月の合併時から5年が経過し、一部の指定樹木では経年による老化が見られるものや、宅地造成や開発行為による周辺の環境条件の変化によって所有者からの指定解除の要請があること、また、所有者の高齢化による樹木保存の体制の悪化などがあり、樹木の指定解除の検討が必要な状況となっております。

次に、2点目の仮称地域記念樹の制度化についてですが、保存樹木、樹木の指定基準に満たないものの地域に親しまれている由来のある樹木について、保存のニーズがありますことから、保存に向けたシステムづくりについても、今後取り進める必要があるものと考えます。

なお、保存樹木の指定に当たりましては、北見市緑化推進条例第5条第2項で、緑化審議会の意見を聞かなければならないとされております。このことから、本年6月24日に開催いたしました緑化審議会にお諮りいたしまして、事務を取り進めることでの

ご了承をいただいております。

また、スケジュールにつきましては、11ページ下段にお示しいたしましたように、本年度は樹木の実態調査をするともに、緑化審議会と協議を開始いたしまして、平成25年3月までには終了したいと考えております。保存樹木等につきましては以上でございます。

次に、5、北見市街路樹種配置計画についてご説明を申し上げます。資料12ページをお開きください。都市緑化の大きな柱である街路樹につきましては、街路樹の持つ環境機能の向上と緑化思想の普及がより図られますよう、街路ごとに植栽する樹種を精査し、街路樹種配置計画を策定しております。街路樹の働きにつきましては、12ページ上段にお示しいたしましたように、道路とその周辺の景観、植生との調和を初め、災害時の大規模な火災の延焼の防止、車の騒音の緩和など多くの役割をもっております。また、街路樹の配置計画につきましては、12ページ下段にお示ししましたように、昭和55年に策定され、当初、樹種はニセアカシア、プラタナス、ナナカマドなど15種類を配置する計画としておりましたが、平成9年にヤマモミジ、アカエゾマツなど5種類の樹種を追加しております。なお、現行の街路樹種を委員会資料14ページにお示ししてございますのでご参照いたします。

委員会資料13ページにお戻りください。街路樹配置計画の見直し事項についてご説明申し上げます。現在多くの街路樹は、植栽から30年以上経過しております。ニセアカシアやハルニレなどは成長力に富み、生育が早いことから電線、街路灯、交通標識等への支障、日照遮断や電波障害、また根上がりによって歩道舗装や縁石などが破損している状況が見られます。また、交通事故発生の原因ともなっております。シラカバなどの花粉アレルギーの発症がふえている状況にありますことから、街路樹の効果的な配置を推進する目的で、街路樹の実態を調査するとともに、樹種配置計画の見直しを取り進めたいと

考えております。12ページ下段にお示ししましたように、見直し案の策定につきましては、緑化審議会において検討小委員会を設置いたしまして、見直し素案を作成することで緑化審議会にてご了承をいただいているところでございます。また、見直しのスケジュールにつきましては、緑化審議会にて計画策定小委員会を策定いたしまして、委員の皆様のご意見を伺いながら素案の策定を進め、平成26年3月までには終了いたしたいと考えております。今後は緑化審議会の進捗にあわせまして、当委員会に経過を報告させていただき、ご意見を賜りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

以上で、補足説明を終わります。

○（河野委員長） 補足説明が了しました。

初めに、北見市都市計画道路小泉通りの変更について質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（河野委員長） 次に、LED防犯灯設置状況につきまして、質疑のある方は発言願います。

○（中崎委員） 今、LEDの設置希望灯数が1,000灯を超えているということで、市民の方々の負担が思ったより大きいながらもこれだけふえているということは、やはりこのエネルギー需要、環境に関する関心が高まっているあらわれなのかと思っています。そういう意味では、大変いいことだと思っています。できれば速やかな補正措置をしていただいて、市民の要望にこたえていただきたいと思っています。

それと、受付体制で先ほどいろいろ言われましたが、各総合支所の窓口、北2条仮庁舎の窓口、北見市街路灯組合連合会の窓口と、多々あるそのルールを統一化をきちんと図って、市民を混乱させない受付方法を。従来とはまた違った形なので、その辺を一回整理していただきたいと思っています。

それと、今80ワットと40ボルトアンペアのLEDの呼称の違いがなかなかわからない部分があります。それはカタログ数値でいくと消費電量が4分の1ぐ

らいになって、光度は今までより増しているようなLEDがどんどんふえてきている。そして、震災を受けて価格もどんどん下がってきているということもあります。その辺の技術的なこと。幹線道路とか千鳥配置で街路灯をやっている形での防犯灯の設置灯数の削減方法とかをきちんと研究されて市民の方に提示し、より負担の少ないそして明るい北見市をつくっていく指導をしていただきたいと思います。何かあれば。

○（石川課長） 中崎委員から、積極的に体制をつくってほしいとのご意見がございました。私どもとしましては数字に示したとおり、市民のLED設置に対する要望がかなり高いことが実証されてきておりますので、このことについては要望にこたえるため、早い時期の補正計上をしていきたいと考えております。

また、今北見市街路灯組合連合会でLEDの受付窓口をやっていただいております。ただ実際としましては、北見市の都市建設部に直接町内会から要望なり設置の申請なりがくることもございますので、その辺のルール化につきましては、同組合連合会と協議しながら一本化に努めていきたいと思っております。

あと、電気の性能アップに伴う価格等の見直しだとか、設置する間隔についても今後研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○（森部委員） LEDの防犯灯についてですけれども、このLEDの防犯灯という商品については、まだまだ発展途中の商品だと私は思っているのです。これからまだまだ良いものが出て、価格もどんどん安くなって、もっと自由度の高い光度の商品が出てくるような話も聞いています。今のコストの比較がありますけれども、将来的にはやはりいろいろあらゆるメーカーの製品がどんどん出てくると思います。もっと低コストに防犯灯を設置するといったときに、価格が安くいいものを随時調査研究してい

く必要があると思うのでその考え方と、大体灯具寿命というのは約10年で、この表では13.6年の6万時間ですけれども、私はまだ製品として不良品といったら少々言葉は悪いかもしれないけれども、LEDの家電でも、車の部品にしても、最初から100%安定的に供給されている商品ではないと私は思っているのです。10年使えますよ、6万時間使えますよと言いながらも、思わぬアクシデントで1年もたたないうちにつかなくなったりだとか、当初の予定していた半分の年数で終わってしまったりした場合の保証というのか、このように長期間大丈夫だと言いながらも、それに満たない場合も出てくると思うので、その辺の考え方もきちんと整理しておかないと、これだけ使えると言ったのではないかということにもなりかねないので、その辺の考え方について何かあれば。

○(石川課長) ただいま、森部委員からご意見をいただきました。確かにLED防犯灯につきましては、まだ出てから10年もたっておりませんので、今後いろいろな形でアクシデントだとか器具の不都合とかが出てくるかと思っております。そのことについては、出た段階で私どもで判断しまして、また議会とも相談しながら対応していきたいと思っております。

○(井南部長) 森部委員から、まだ安定していないというお話、それから価格がどんどん変わってきているということ。コスト比較も現段階のものから、昨年段階の比較になっていますので当然新しいものも出てくるし、今石川課長からあった寿命の10年という保証は、あくまでもいろいろな実験の積み重ねで10年という表現になっていると思います。これらについては、いろいろな状況の変化が出てきますので情報収集は今後もまだしていかなければならないですし、さきほど中崎委員からお話があったように、灯具の配置間隔が本当に従来どおりの水銀灯の間隔でいいのかという、この辺も検討すべき案件が出てくると思いますので、これらについても十

分議論して進めていきたいと考えております。

以上です。

○(中崎委員) 今、森部委員から言われた精度の話ですが、街路灯組合で実施されているようなLED自体は、中国メーカー、韓国メーカー、海外のあらゆる国から入ってきている。その中で今街路灯組合が奨励されているような日本の大手メーカーは、ある程度保証されているカタログデータでやっている話を聞いていますので、そういうところを参照されて北見市でもある程度耐久性を確保された中で、市民の方にお勧めしていけばいいのではないかと思います。その辺を意見として述べておきます。

○(河野委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(河野委員長) なければ次に、6月10日降雹、大雨被害の報告について質疑のある方は発言願います。

○(松谷委員) 6月10日の降雹被害ですが、北見市内でいいますと相当被害があったと思うのです。ここには、雨水ますだとか路面、河川関係、いろいろ出ていますけれども、それ以外に北見市全体としてどれだけの被害があったのか。例えば車に対する雹被害、あるいは屋根などの雹被害も含めて、こういう天災はどういう条件で起こって、そして北見市として全体的にどういう損害があったのかということ、やはりしっかり市が把握すべきだと思いますけれども、その辺の考え方をお示してください。

○(井南部長) 公共施設、道路、河川、それから今回発生しました街路灯、こういう施設以外に我々の耳にしているところでは、住宅の屋根、車の屋根、そういった塗装への被害を聞いてはおります。ただ、全体で個人の資産について掌握する体制が今できているかどうか、これは防災のほうにどういう形で集約されているかを確認させていただきたいのですが、あくまでもうちの中でいけば、道路、公園の部分に限って今報告はさせていただいておりますけれども、これらについては総務部にもご報告させていただき、

こういう意見があったことだけのご報告させていただきたいと思います。

○(中崎委員) 以前にも沢合委員から指摘がありましたように、今回の8月の大雨でもやはり同じ箇所が被害を受けている。今まで何回も何回も大雨被害のデータが出てきているのですから、その辺やはり根本的に直すような形の対策を考えていただきたいと思います。

何かあれば。

○(豊田課長) 中崎委員から同じ箇所が被害が出ているというお話なのですが、前回の第2回定例会でもお話したように、関係機関といろいろ話をしたり、関係住民ともお話をし、今対策を講じている途中です。

○(井南部長) ただいまの同じ箇所だということですが、公共災害、単独災害それぞれ復旧の仕方は補助を使ってやるケースが普通ですが、基本的には現況に戻す、災害前の状態に戻すというのが今の補助のあり方なものですから、今中崎委員が言うように根本的な解決については、おそらく同じことを繰り返かえしていても、公共災害であれ、単独災害であれ、公共投資をするという部分で未然に防止できる部分については、やはり具体的には難しいですが、単費でもって何かの工夫で避ける方法については考えていかなければならないとは思っております。ただ、マスコミ等にも出ていますけれども、今回8月の大雨が47ミリという、かなり想像を超える時間的な大雨でしたので、例えば土のうで畑の土砂がこないような策もやっていたのですが、やはり雨ですべて流されて車道に出ていたという、なかなか想定を超える部分にどう対応するか、今後の課題だとは思っております。もう、何十年も繰り返しながらやってきておりますので、これらについては中崎委員の今のご意見を参考にしながら、対策を講じていきたいと思っております。

○(沢合委員) 大雨被害の報告だということからあまり話もしなかったのですが、今まさにそのとおりで

ありまして、例えば山沿いの沢で、さきほど黒部の沢の報告がありました。それからサトウ川と、毎回同じなのです。ですからそういう部分では、災害の復旧の仕方というのは、今部長のお話のとおり現状に戻す、復旧をそれまでさせるという感覚ですから、どうしてもその後の対策が打てないというのが現状であります。そして今回も住民の方は、6月、8月そしてこれから台風シーズンを抱えてきますから、心配が非常に大きくなっていますので、山沿いやあるいはいつも被害のあるところ、この辺りも相当気を使っていかなければいけないと思うのです。農業のほうも含めてですけれども、抜本的にやれるような何か対策があればお願いしたいと思います。

○(井南部長) 今のお話で山沿いについては、それぞれ国有林、道有林、それから民有林からくる土砂であったり、水であったりしてどうしても防ぎかねるといふか、山合いに関しては砂防ダムの設置とかという大掛かりな部分でいけばそういうこともあるのでしょうけれども、なかなか一長一短がありましてすぐにはいかないと。後は、農業側の営農している畑からの土砂流失、これも当然かなりの件数が出ていますので、毎回同じように農協それから農林整備課とも調整しております。これらについては、局地的な豪雨というのが頻繁に起こってきておりますので、改めてその辺の調整は進めていきたいと思っております。

○(河野委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(河野委員長) なければ次に、北見市保存樹木並びに北見市街路樹種配置計画についてご質疑のある方は発言願います。

○(松谷委員) この街路樹については、市民からいろいろと苦情だとか要望が出ていると思うのですが、その辺をもう少し具体的に説明していただきたいと思っております。

○(斉藤係長) 今、松谷委員からお話のございました街路樹の苦情についてでございますが、手元に

詳しい資料を持ってきていないものですから申しわけないのですけれども、やはり一番多いのは、春先はまだ葉がついていなくそれほどでもないのですが、葉がつき始めて伸びてきますと、どうしても枝張りが通行の邪魔になるだとか車両の邪魔になると。また、それが終わり秋になると落ち葉の時期になります。今度は落ち葉で清掃が大変だということで、この苦情は街路樹については、大体10月の中過ぎまでずっと続いてまいります。主な苦情については、そういったことで市民の皆さんからいただいているところなのですけれども、街路樹の剪定につきましては、8月お盆過ぎましたら樹木の成長もとまりますので、一番苦情になっているニセアカシアとプラタナスにつきましては、お盆明けぐらいから順次街路樹の剪定に入っていく予定ではございますが、プラタナスの葉っぱについては大きいものですから、一度剪定はするのですけれども、落ちる頃までにはまた我慢できなくて市民の皆さんからどうしてもご苦情をいただいているというのが今現在の状況でございます。

○(松谷委員) 私も数件そういうふうな苦情を受けて、実際現場に行ったことがあるのですけれども、特に秋口の霜により大きな葉で滑ったりなんなりして怪我をするだとか、要するにそういう怪我の原因となるような状況もあるのです。ですから、本当に今後そういう市民に危険が迫るような葉っぱがついている木だとかを植えること自体もこれからやはりしっかりと検討して行って、特に落ち葉の場合は、堆肥になる落ち葉もありますけれども、堆肥にならないような落ち葉もあるのです。ですから、その辺も含めて、今後しっかりと検討していただきたいと思います。

意見ということで。

○(中崎委員) 今見直しということで、緑化審議会等を踏まえて話をした場合に、先ほど言ったプラタナスとか強剪定をやっている樹種のもので、街路樹として不適格ではないかというお話になった場合

は、全撤去して違う樹種に変えるような考えまであるのかどうか。

○(原田課長) 今の中崎委員からのご質問でございますけれども、これから先、緑化審議会とも相談させていただくことなのですが、基本的には先ほど松谷委員からもご意見がございましたけれども、やはり市民の方に相当のご迷惑がかかるという部分においては、街路樹のもつ機能もさることながら、やはりそちらのほうが優先されると思われまいますので、配置変更の考え方で進めてまいりたいと思っております。

○(中崎委員) 今のお話でしたら、それぞれの住民の方たちにアンケート等をとって、意向調査をきちんとするような形でなければ、なかなか意見集約はできないと思うのですけれども、その辺の考え方は盛り込まれているのか、お聞きしておきます。

○(原田課長) 今の中崎委員からのご意見でございますけれども、大変貴重なご意見を賜ったと思っております。そういった住民の意向調査も含めて、これから3年かけまして策定してまいりたいと思っております。

○(森部委員) 今、原田課長から中崎委員の質問に答弁がありましたが、ただ今のお話で行くと市民の要望だとか希望でどンドン家の前の木を、いやうちの家の前の道路はこの木じゃないほうがいいのか、この樹木にしてほしいという要望が出てきたときに、今の答弁だとそれに対応していかなければならなくなってしまうという可能性があって、今本数や樹木の種類もずっとこう見ていますと、葉っぱが落ちるだとか、いろいろなことが確かにあると思うけれども、もともとこの街路樹を設置した目的と現状は、確かに時間の経過とともに若干変わりつつあるけれども、余りにもかみ砕いた方法をとってしまうと、今後対応しきれなくなるのではないかと私は心配しているものだから、そこは改めて整理して答弁をいただきたい。

あえてもう一つ質問させてもらいますと、今この

見直し事項ということで、計画、事務作業だとかのスケジュールが出ていますけれども、毎年やっている剪定作業ですが、13ページの街路灯や交通標識への支障、根上がりを起こした舗装や縁石の破損だとかに注意するだとか、交通標識の見づらいところはきちんと剪定したり、植えかえしていくなどということをやっつけていかなければならないということになっていくと思うのです。そのときに公園緑地課だけで対応していくのか。内容を見ると一部道路管理課にも影響してくる内容も含まれているので、今後見直しをしていく上で、組織のあり方というのを考えていかなければならなくなると思うので、その辺についての考え方もあれば。

○(原田課長) 大変舌足らずなご説明で申しわけございませんでした。住民の意向調査というのは、樹種についての調査というふうな理解でございまして、個々の間口の問題という意識ではなかったものですから、そういう大きな意味で、14ページに配置計画、配置が終わっているもの、それからまだ未整備のところがございますけれども、樹種についての意向調査をしてまいりたいと思います。

○(井南部長) ただいまの街路樹種の市民の意向調査ですが、確かに今後スタートラインにこれから立つということでございます。必ずしも今植えてある木がすべてだめということではありませんから、これらについては本当に伸び方が早い、それから剪定に維持管理費の問題もありますから、これらのことをトータルに意見を求めていくという考え方で、あくまでもどこまで意向を確認していくかということについては、これから検討小委員会でその辺の議論を。確かに入り込み過ぎると裁ききれなくなるという状況もございますので、これらについては後戻りのない、それから住人から何を聞いて反映されたということがないような体制をこれから作っていきたいと思います。

それから、修理だとか標識については事象として既に出ております。これら場所によって、歩行者が

危ないという状況があるものについては道路管理課と公園緑地課で、木については公園緑地課の管理物、それから道路の凹凸については道路管理課と、すみ分けが非常に難しいのですけれども、それぞれ役割分担をしながら、場所によっては芽を切って撤去してから舗装を復旧するということもあります。それから縁石が車道側に出てきているところについては、そういった対応を早急にしなければならないと。これは都市建設部の役割分担ですから、この辺は連携をとって進めていきたいと思います。

以上です。

○(河野委員長) ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(河野委員長) なければ、以上で都市建設部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○(河野委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前10時43分 閉議
